

自治基本条例検証作業の進め方（案）について

（1）自治基本条例検証作業の進め方

条例第28条では、条例の運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置することとされ、平成23年6月に「阪南市自治基本条例推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置している。このため、条例の検証については、推進委員会で行い、その結果を市長へ報告し、条例の見直しや今後の条例の推進方策について検討する。

【参考】阪南市自治基本条例（抜粋）

（条例の推進）

第28条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

①委員会による検証方法

各条項の検証作業については、効率性の観点から、推進委員会に「自治基本条例検証部会」（以下「検証部会」という。）を設置し、行うものとする。

● 検証部会構成案

検証部会は、委員会構成の各区分から1～2名の委員により構成する。

	《推進委員会》		《検証部会》
学識経験者	2名		1名
公共団体等の代表者	5名	⇒	2名
公募市民	5名		2名
計	12名		5名

②検証について

検証部会からの条例検証結果の報告を踏まえ、必要に応じて条項の見直しや今後の条例の推進方策について検討する。

③検証部会の公開・非公開について

原則として、公開とする。しかし、議論に支障をきたす恐れがある場合は、検証部会の判断により非公開とできるものとする。

（2）自治基本条例検証のスケジュール

条例の見直しは、検証部会を定期的開催し、全条文の見直しを平成29年5月末日（見直しにより期間が延長になる場合もある）までに行い、推進委員会に報告をする。

見直し期間については、現在の推進委員の任期が平成29年5月末となることから、任期満了を目途に推進委員会で検討を行う。

推進委員会	時期	
第3期 27.6.1～ 29.5.31	6月	第3回推進委員会 ・自治基本条例の検証(案)について ・今後の進め方及び検証部会の設置について ・部会メンバーの選任について(委員長指名)
	7月～ 平成29年 4月	自治基本条例検証部会 ・検証に必要な内容を検討 ・条文一条ごとの検証(○～○章)○～○条
	平成29年 2月	第4回推進委員会 ・検証結果中間報告
	平成29年 5月	第5回推進委員会 ・条例の検証結果について